②　移動時には、次の措置を講ずる。
ア　移動前に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。
カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
キ　移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
ケ　移動経過を記録する。
③　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
ウ　焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

⑵　制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動

制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）外の農場の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑴の③のアからウまでの措置を講ずる。

⑶　制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑷　その他

⑴から⑶までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径５キロメートル以内の区域を除く。）への家畜の移入に関する制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第９　家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

１　移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

⑴　と畜場（食肉加工場を除く。）
⑵　家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
⑶　放牧

２　搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

⑴　家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
⑵　放牧

３　制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径５キロメートル以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第10　消毒ポイントの設置（法第28条の２）

１　都道府県は、口蹄疫の発生の確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径１キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

⑴　道路網の状況
⑵　一般車両の通行量
⑶　畜産関係車両の通行量
⑷　山・川等による地域の区分

３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫作業関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

第11　ウイルスの浸潤状況の確認

１　疫学調査

⑴　調査の実施方法

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、病性判定日から少なくとも21日間遡った期間を対象として、発生農場における家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家畜に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

⑵　疫学関連家畜

調査の結果、次の家畜であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。

①　病性判定日から遡って８日以上21日以内に患畜と接触した家畜
②　病性判定日から遡って８日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜
③　病性判定日から遡って21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜
④　第４の２の⑵の④及び⑤に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

２　移動制限区域内の周辺農場の調査

⑴　発生状況確認検査

都道府県は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

①　電話調査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

②　立入検査

ア　都道府県は、動物衛生課と協議の上、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、５頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。